

○厚生労働省告示第二百四十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関として次に掲げる者を登録したので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十八年六月二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

登録 番号	氏名又は名称	住所	試験検査を行う 事業所の所在地	試験検査の 区分	登録をした日
一八〇 NS	株式会社テクノサイエ ンス	滋賀県守山市水 保町二千四百七 十七番地	滋賀県守山市水 保町二千四百七 十七番地	理化学試験	平成二十八年 六月二日